

選挙管理委員会

◎委員長に 西川 慶一氏
◎同職務代理者に 細田 晃氏

昨年12月の議会において、選挙管理委員会委員として西川慶一氏、細田晃氏、小島淳治氏、丹羽由克氏の4名が選出され、同様に補充員として荻津ひろみ氏、小林和博氏、鈴木喜志夫氏、清水稔夫氏の4名が選出されました。

また、1月7日に開かれた選挙管理委員会において、委員長に西川慶一氏が選出され、同職務代理者には細田晃氏が指名されました。



委員長
西川 慶一氏



委員
小島 淳治氏

西川氏は、平成12年12月から選挙管理委員会の委員、平成16年12月から同職務代理者を務められています。

小島氏は、平成12年12月から選挙管理委員会の補充員を経て、平成16年12月から委員を務められています。



職務代理者
細田 晃氏



委員
丹羽 由克氏

丹羽氏は、昨年の12月に選挙管理委員に選出されました。

なお、前委員長山本欽吾氏、補充員神谷欣治氏および東廣史氏は、任期満了により退職されました。

公平委員会委員に

山口 正利氏



公平委員の山口正利氏は任期満了となりましたが、12月22日付けで再任されました。山口氏は、平成19年9月から公平委員会委員を務められています。

教育委員長職務代理者に

小島 祐子氏



12月24日定例教育委員会が開催され、教育委員長職務代理者に小島祐子氏が選任されました。小島氏は平成14年10月に教育委員に就任し、町の教育の発展に寄与されています。

確定申告のときに、国民年金保険料の支払いを証明する書類が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際は、忘れずに申告しましょう。

国民年金保険料の支払いについて社会保険料控除を受けるときのには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。

確定申告の際には、社会保険料から送付される『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)や保険料を納めたときに交付される領収証書を添付してください。

◎昨年9月30日時点で、国民年金保険料の納付実績のあった方

控除証明書は、昨年11月に社会保険庁から送付されています。



忘れずに申告を!

◎昨年10月1日以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方

2月に、控除証明書が社会保険庁から送付されます。

●控除証明書に関するお問い合わせ先

専用ダイヤル0570-070-117(平日9時~17時)
または大宮社会保険事務所
652-3399

国民年金保険料(口座振替(前納)の申込みはお早めに

国民年金保険料を口座振替で1年度分前納した場合、割引額が多くお得です。(平成20年度は、年間3,620円の割引でした。)

口座振替前納をご希望の方は、2月末までに金融機関で手続きをしてください。

なお、すでに口座振替で前納されている方は、新たに手続きをする必要はありません。また、一部納付(半額免除など)の方の口座振替は、毎月納付となります。

☎ 住民課国民年金係 2117

男女共同参画シリーズ④

あなたらしく、わたしらしく

少子化対策の推進

女性が、男性に肩を並べる時代、女性が社会に出るのが普通の時代となってきました。今後、この傾向は強くなることはあっても、以前のように「女性は家庭」があたりまえという時代には戻らないと思われま

す。一方では、高齢化が急速に進展する中、非婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加えて、結婚した夫婦の出生力そのものも低下してきており、このままでは、少子化の流れがますます加速します。少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続的な可能性を、基盤から揺るがすこととなります。ですから、少子化対策は優先度の高い重要課題といえるでしょう。

働く女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しは、これからの時代に欠かすことのできない少子化対策の柱と言えます。

男女共同参画社会の実現に向け、みなさんのご理解とご協力は欠かせません。シニアのみなさん、家庭や地域において、これまでの経験を活かし、若い夫婦の育児や家事に関する良きアドバイザーとしてご協力ください。

関 人権推進課⑨2241

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算

家を新築・増築された方
家屋調査にご協力ください

まだ申告をしていない方は、至急申告をしてください。また、申告書の記入方法がわからない方や、ご不明な点がありましたら、役場税務課までお問い合わせください。

出基礎となる評価額を決定します。該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。*町職員を装う事業者もありませんのでご注意ください。不審に思われた場合には、役場税務課までお問い合わせください。

償却資産の申告はお済みですか？

固定資産税証明書(所得控除証明書)の廃止について

固定資産税証明書(所得控除証明書)の廃止について

従来、不動産所得や農業所得の確定申告用に「所得控除証明書」として固定資産税額の証明書を発行していましたが、町において当該資産の固定資産税が必要経費に該当することの確認ができないため、今年度からこの証明書の発行を取りやめさせていただきます。

2154までは、税務課固定資産税係⑨

また、名寄帳には、固定資産税相当額が記載されておりませんので、課税標準額に税率(14%)を乗じて固定資産税相当額を算出していただくこととなります。

今後、確定申告等で固定資産税額が必要な場合は、納税通知書と一緒に送付している資産明細書をご利用ください。この資産明細書には個々の資産の固定資産税相当額が記載されています。

なお紛失等の場合、資産明細書の再発行はできませんので、名寄帳の写しを有料(1名義につき150円)にてお出ししますのでそちらをご利用ください。



Scott's News World

No. 8

Aloha and welcome to Scott's News World.

I went to Hawaii for my summer vacation in August, last year.

I visited my hometown of Hilo on the Big Island of Hawaii. Hilo is on the east side of the Big Island and is the second largest city in Hawaii. (The largest city is Honolulu.) Approximately 41,000 people live in Hilo.

From my house, it takes about 15 minutes to get to the closest beach by car. While I was on vacation, I took a few pictures. The first picture is from a beautiful viewing area near my house. The second picture is from my favorite beach called Hapuna on the northwest side of the Big Island.



Aloha and see you next time.

アロハ！ようこそスコットのニュースワールドへ！昨年8月にハワイへ里帰りをしました。私の故郷はハワイ島のヒロという街です。ヒロはハワイ島の東側に位置しており、ハワイで2番目に大きい都市です。(1番はホノルルです。)ヒロには約41,000人が住んでいます。



ハプナビーチ

私の家から一番近いビーチは、車で15分くらいのところにあります。休暇中に、私は写真を撮りました。左の写真は、私の家の近くにあるきれいな景色の写真です。右上の写真はハワイ島の北西に位置する、ハプナビーチと呼ばれるところです。ここは私のお気に入りのビーチです。

アロハ、また次回お会いしましょう。

※スコットへのお問い合わせは、教育委員会学校教育課⑨2532へ